

# 宮城県公報

行 宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 訓 令 甲

○職員の子の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

（人事課）

一

### 教育委員会

○宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

三

## 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十四号

職員の子の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員の子の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の子の育児休業等に関する規程（平成四年宮城県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条第八号」を「第三条第七号」に、「条例第二条の三第三号」を「次」に改め、

同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法等による育児休業の期間の末日とされた日）が当該請求に係る子の一歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該育児休業法等によ

る育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）以前の日である場合  
三 条例第二条の四の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳六か月到達日以前の日である場合  
第二条の二を削る。

第八条の見出し及び同条第一項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に、「第一号の二」を「第三号の二」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により提出した育児短時間勤務計画書の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、その旨を所属長を経由して知事に届け出なければならない。

様式第一号中

請 求 の 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <small>(再度の子の育児休業までの子の育児休業状況を記入)</small> <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 <small>(再度の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)</small>

や

請 求 の 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 (次に掲げる育児休業の承認を除く。)
	<input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)
	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長
	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長
	<small>(同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入)</small>

じ

「既に育児休業をした期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
--------------	----------	----------

や

「既に育児休業をした期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
--------------	----------	----------

に改め、同様式(裏面)①及び同様式(裏面)④中「非常勤職員の任期の更新等に伴

う再度の」や「条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする」及び「回禁(禁回)を止す」(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第2項の規定により勤務しなかつた職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)や認め。

様式第一号の二を削る。

様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第3号の2 (第8条関係)

## 育児短時間勤務計画書

知 事	豊	提出年月日	年	月	日	
		所 属				
		職 名				
		氏 名				
職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。 なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。						
請求に係る子						
子 の 氏 名		生 年 月 日	年	月	日生	
請求者の計画						
請 求 期 間	年	月	日から	年	月	日まで
再度の請求予定期間	年	月	日から	年	月	日まで
備 考						

- (注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と併せて(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。  
2 請求者の請求期間には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。  
3 子の出生前に提出する場合は、「請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。  
4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

## 教育委員会

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第二十三号

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則(平成四年宮城県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「法第二条第一項に」を「同項に」に、「第三条第八号」を「第三条第七号」に、「条例第二条の三第三号」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法その他の法律の規定による育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の一歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法その他の法律の規定による育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日である場合

三 条例第二条の四の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳六か月到達日以前の日である場合

第三条第四項中「第三条第八号」を「第三条第七号」に改める。

第三条の二を削る。

第八条第一項中「規定する」の下に「請求に係る子の氏名等を証明する」を加え、同条第二項中「おいて」の下に「同項中」を加える。

第九条の見出し中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同条中「第三条の規定は」を削り、「について準用する」を「は、育児短時間勤務計画書(様式第五号)により作成

するものとし、当該育児短時間勤務計画書は、前条第一項の育児短時間勤務承認請求書と併せて所属長を経由して県教育委員会に提出するものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により提出した育児短時間勤務計画書の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、その旨を所属長を経由して県教育委員会に届け出るものとする。

第十三条第一項中「様式第五号」を「(様式第六号)」に改める。

様式第一号中

請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 (再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)

や

請求の内容

<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 (次に掲げる育児休業の承認を除く。)
<input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業 (地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。) を取得した場合は育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)
<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長
<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長

(同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業 (地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。) を取得した場合の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入)

び

既に育児休業をした期間

年	月	日から	年	月	日まで
年	月	日から	年	月	日まで

や

既に育児休業をした期間

年	月	日から	年	月	日まで
年	月	日から	年	月	日まで
年	月	日から	年	月	日まで

に於て、回数は(裏面)中「非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の」や「職員の育児休業等に関する条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする」及び「当該請求に係る子の出生の日か

業等に関する条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする」及び「当該請求に係る子の出生の日か

ら57日間に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第2項の規定により勤務

しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)には」や「において」に改める。  
 様式第一号の二を削る。  
 様式第五号中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同様式を様式第六号とする。  
 様式第四号の次に次の一樣式を加える。

様式第五号 (第9条関係)

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

宮城県教育委員会 殿	提出年月日	年	月	日
請求者	所 属	(所属コード)		
職 名				
氏 名		(職員番号)		

職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。  
 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

請求に係る子	子 の 氏 名	生 年 月 日	年	月	日生		
請求者の計画	請 求 期 間	年	月	日から	年	月	日まで
	再度の請求予定期間	年	月	日から	年	月	日まで
備 考							

- (注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と併せて(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。  
 2 請求者の請求期間には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。  
 3 子の出生前に提出する場合は、「請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。  
 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。